

県内における中世の庚申信仰

小泊立矢

近年、県下でも庚申塔の所在調査を中心に、庚申信仰に関する調査、研究が盛んになってきた。しかし、どちらからかといえば、庚申塔の所在調査だけで終り、さらに突込んだ研究というものは少なく、今後の調査、研究のまたれる課題も多い。なお総合的な調査として、別府大学が国東半島の庚申塔・庚申信仰の調査を各市町村ごとに実施しているが、その調査報告に期待したい。

庚申塔の調査をやっているほとんどの人がそうであろうと思うが、筆者も最初は庚申塔の所在調査が中心で、しだいに塔の型・内容・信仰・講・縁起等へと調査範囲が広がっていったのである。調査には民俗学的手法はもちろん、金石文に関する知識、仏教・神道に関する基礎的な知識も必要となり、たかが庚申塔と思っていたものが、いかに多くの研究テーマ

を持ち、巾の広いものであるかを痛感したものである。

また県内の調査を十分にやるのは当然のことであるが、県内だけでなく、九州さらには全国の現状を十分に把握しておかねば、一人よがりな推論をしたり、とんでもない誤りをしたりする。例えば昭和四八年五月十四日付の大分合同新聞に「古さでは国内五指に」の見出しで佐伯市西野区の天正四年銘の塔が発表されていたが、何を根拠にしたか知らないが、その当時でさえ、天正四年といえは全国で二十数番目にあたるものであった。今後研究が進むにつれさらに古い庚申塔の発見が行われ、この順位も大きくかわることと思われる。ちなみに現在確認されている全国最古の庚申塔は、埼玉県川口市実相寺の文明二年（一四七〇）の庚申板碑であり、九州では熊本市小沢町西福寺の明応八年（一四九九）の線刻弥陀三尊庚申板碑である（日本の石仏第6号 九州最古の庚申塔および熊本県の武士庚申塔―永田日出男―）。

以下県内に残って現在確認されている中世の庚申塔を中心に述べてみたい。また南海部郡宇目町に残っている庚申縁起（文政三年）は内容的におもしろい所もあるので、資料紹介を兼ねてあつかってみたい。

県内に残る中世の庚申塔

ここでは中世を慶長時代までとしてあつかう。現在判明している塔は次の八基である。

No.	年号	西暦	所在地
1	永禄十一年	一五六八	別府市鉄輪白池地獄
2	天正二年	一五七四	宇佐市南宇佐大楽寺
3	天正四年	一五七六	佐伯市堅田西野
4	天正六年	一五七八	朝地町下野平井観音堂
5	天正十一年	一五八三	九重町後野上南区
6	慶長三年	一五九八	宇佐市法鏡寺北氏宅
7	慶長七年	一六〇三	千歳村前田福生寺
8	慶長十三年	一六〇八	宇佐市鱧木鱧木氏宅

1 別府市鉄輪白池地獄 永禄十一年銘塔、

県指定有形文化財の石幢の幢身に左記の銘文がある。現在風化が激しく、その読みについては、望月友善『大分の石造美術』によった。大分県教育委員会「大分県文化財一覽」では永禄三年とあり再確認の必要がある。

(銘文)

キリーク

田時永禄十一白辰仲陽

庚申各々一結衆敬白

この石幢は現所有者の先代が佐賀県方面から持ってきたもので、もともと大分県のものではないが、県指定有形文化財でもあるのであげることにする。倉部くらべの六地藏を浮彫りにした様式のもは佐賀県には多いそうで、また石幢の庚申塔も何基か報告されている。「日本の石仏」第6号 北九州の庚申塔(2)―渡邊信幸―には、元亀二年銘のものをはじめ五基出ている。他に石幢を利用したものとして熊本県、鹿児島県などにもある。大分県のものについては次の宇佐市大楽寺の項でふれる。

2 宇佐市南宇佐大楽寺 天正二年銘塔

大楽寺山門の左側にある。倉部くらべに六地藏、十王像を彫った石幢の幢身に左記の銘文がある。この塔も風化が激しく銘文の判読がむづかしい。

(銘文)

為庚申供養 結衆九人 敬白

于時天正二年甲 二月時正念九日

この塔については、木耳社刊『大分石仏行脚』の中で、賀川光夫氏が次のように述べている。

「中世末のこの六地藏塔は銘文のとおり、庚申供養のために、一般庶民が造立したものである。この六地藏塔が、この地方で最も古式の庚申供養塔で、地藏、十王信仰と混合し、それらの供養をかねていたともみられる。」

賀川氏のいう一般庶民が、どういう階層の人をさしているかはよくわからないが、もし一般農民階層をさすのであれば、適切ではないと思われる。他の古い庚申塔の銘文を読めばわかるように、その結果は、僧侶であったり武士階級、豪農層で、それ以下の農民層と思われる名の出てくるのは江戸時代も中期以降である。また江戸時代以降の講の組織を見ても、旧家だけで組織するとか、漁村にあっては網元と大百姓だけで、貧乏人は参加しないと、座元になっても米が出せない家は参加しないなど、所によっては農民階層の中でも庚申講に参加できない人たちも多いので、一般庶民ということばはどうもあいまいな感じが強い。

また、地藏、十王信仰と混合し、それらの供養をかねていたともみられる、とあるが、この塔一基だけでは資料的にも不足であるので、前述の佐賀県・熊本県・鹿児島県の石幢庚申塔との比較研究などが必要である。そうすることによって佐賀県地方に多い石幢庚申塔が一基離れて宇佐市に存佐する意味を解明する糸口がつかめるのではないだろうか。

なお、賀川氏は、佐伯市通称大杉の天和三年銘庚申供養板碑とともに天正期と推定される六地藏塔の竿に、日、月輪があることから庚申関係の記文のあったものと推察されているが、筆者は実見したわけではないが、日、月輪は何も庚申塔に限ったものではないので慎重な調査が必要ではなからうか。また同書では、「地藏塔と庚申塔、すなわち庚申地藏ともいふべきものの存在が庚申信仰の一般化の過程であった」とあるが、はたしてそうであろうか。少ない資料、乏しい知識で何ともいえないが、今後の研究テーマの一つにして見たいものである。

3 佐伯市堅田西野 天正四年銘塔

前述の昭和四八年五月十四日付の新聞に出た塔であるが、

戦前発行された日名子太郎氏の『大分県金石年表』にも掲載されている。

(銘文)

葦天正四年 丙□忠公記
子作者守公記

□清□信男
尋林信男
清玉信男

淨香信男

天心信男

西野九 淨秀信男 敬

玄了信男

常□信男

欽奉造立庚申待人数講也^(五)
妙□信女

全□信男 白

南□三 尋全信男

淨□信男

□信女

□清信男

石打二 正寿信男

□信男

本願伯公座元

新立信男

正秀信男

「修験と庚申(その二)―大分県朝地町大字下野平井観音堂
「天正六年」塔について―」の題で調査結果を報告している。

(銘文)

大日本国豊後州大野庄平井之内 爰有僧俗男女 奉待一座
三年之庚申 為伸其供養石塔一基造立者 仏身法身如虚空

一念無漏之月 照生死長夜 塔婆自在而絶蔽摧此衆儀眠密室

現身受安穩 功力念願成就 □生到□蓮台 見十方仏

身開悟不二(欠損)□□令有情非情輩 乃至甘露法味(欠損)

□嚴平等利益者也 天正六年戊寅二月廿六日權大僧都法印有

兄書之 施主敬(欠損)

下部には

弥勒寺

平孝貞

瑞松寺同納所

三宮神三郎夫婦

梵策蔵主

柿木又右衛門夫婦

□喜蔵主

山崎内清三

光淳

同所徳房

慶□

小太郎

源孝次

助十郎

平宗□夫婦

妙泉禅定尼

4 朝地町下野平井観音堂 天正六年銘塔
左記の長文の銘文があり、「庚申」12号には芦刈政治氏が

平実継夫婦

大工山崎三郎兵衛尉

大神実長

本願栄蔵

三年一座の庚申待が終り、その供養のために石塔一基を造立したというもので、四組の夫婦をふくめ僧俗男女十数名の名前が見える。三年一座については、現在我国で一番古いといわれる永弘文書所収の明応五年の庚申因縁記をはじめとする庚申縁起に出ている。

「(前略) 其日ノ精進ニテ可待一座ト云ハ三年二十八度有也 十八度ヲ一度モ解怠ナク守ヲ一座ト云也 此一座ヲ守レハ一切ノ願望 此内ニ成就セスト云事ナシ(後略)」

(庚申因縁記 大分県史料4 第一部宇佐八幡宮文書之三 永弘文書)

この塔の造立者たちは、庚申縁起によって庚申待を実施したであろうことは、この銘文から推測できる。仏教的内容の庚申縁起であるので、その内容を熟知しているのは当然僧侶階級のはずである。声刈氏の研究によれば、この塔の銘文の撰者宥兄は朝地町板井迫の大恩寺の開山で三寶院流の修験者らしいとのこと、この人物の教えを受けていたということ

も考えられる。修験者と庚申信仰の結びつきを考える塔としても貴重なものである。

なお、修験と庚申との関係で、天台宗の盲僧がその伝幡に關係しているのではないかとの意見もあるが、一般修験の「山伏」と、天台宗の一派玄清法流の盲僧は別のものであるし、六郷満山文化の栄えた国東半島に修験関係と思われる庚申塔がないことなどからしても、もっと検討を加える必要がある。

5 九重町後野上南区 天正十一年銘塔

後野上うしろののへ、茲雲寺(廃寺)の庚申塔といわれるものである。実際に調査をしていないし、銘文は風化が激しいとのこと、日名子太郎氏の金石年表に出ている銘文を左記に記す。

(銘文)

敬白庚申供養之事現世安穩後生善處之者也天正十一年癸未二月七日 國清前住叟松就仙□当寺再興數山就貞当寺前住博

翁永訓圓寂超山真了庵主法山玄清庵主惠雲紹□□春□□

春岳宗仲□□清□□宗□□文翁善□□心□見□□

□月江宗心□江□天□天□天□花□□□居士浄□

□□花□□□□□□□□□□□□□□林□□□願□□□□
盛□□□□□□□□屋妙□□□□□□□□□□□□□□
花岳妙栄花心盛覚「□□現住□□□□花庭浄□庵主□
□□□□法泉□□□□大姉□□□□□□□□□□□□□□
妙西□□□□道□□□□泉花□□□□大姉□□□□妙□□□妙金□

6 宇佐市法鏡寺北氏宅 慶長三年銘塔

自然石の塔で、主文が塔の中央に記されていない。

(銘文)

謹奉造立石塔庚申成就供養為預修善根也

心

(名) (名)

各々寿位

干時慶長三季^戊十二月九日施主敬白

渡辺信幸氏は、前掲書北九州の庚申塔(2)の中で、主文が中央に無いのは、塔前祭祀の折り、庚申の掛軸をこの塔に掛けたのではなからうか、と推測している。もしそうであるとすれば、どのような掛軸なのだろうか。青面金剛が、庚申の唯

一の崇拜対象となるのは十七世紀の後半であるし、神道系の猿田彦も山崎闇斎を中心とした神道家によって説かれたものである。このことから、庚申侍で使われる青面金剛、猿田彦の掛軸は十八世紀以降に普及しはじめたと考えられるので、この塔の主文が中心にないのは、何か他の意味があるので、なからうか。今後の研究が待たれる。

なお、神道系と考えられる塔について、庚申2号に芦刈政治氏の報告が出ている。

雌鶏 慶安元年□月廿九日

庚申神

雄鶏

芦刈氏は造立者は修験者かもしれないとしているので、山崎闇斎等との関係はあまりなさそうである。

7 千歳村前田福生寺 慶長八年銘

左記の長文の銘文がある。県指定有形民俗文化財である。

(銘文)

欽奉建立石仏一体之事庚申一座拜待成就旨趣者大日本国鎮西豊後国井田郷原田名内信心檀那辛酉相藤原朝臣広瀬九郎

兵衛尉家継身宮□□武運長久子孫繁栄而過去罪消滅現世得無
 比棄当来為得仏果願也梵天帝釈四大天五大明王三世諸仏御納
 受奉祈處也一□散請十方聖主及時□□□伸供養者也乃至法界
 利益為也

于時慶長八天癸卯 霜月八日願主敬白

(千歳村誌 金石文より)

千歳村誌によると、広瀬九郎兵衛は、慶長年中に岡藩主中
 川秀成が臼杵城を改める時に先駆し、手柄によって千石庄屋
 に任ぜられ、子孫は原田組の大庄屋を世襲したとある。武士
 階級にも庚申信仰の行なわれていたことを示す塔ということ
 ができる。

8 宇佐市蜷木蜷木氏宅 慶長十三年銘塔

左記の銘文がある。

(銘文)

慶長十三年

奉待庚申成就砌也

正順

敬

バク

二月初二日

白

三年一座の待上げの供養に建立したものであろう。

以上、現在県内で確認されている中世の庚申塔についてその概略をのべた。銘文からも分かるように、当時の庚申信仰の中心になった人たちは、宇佐市大楽寺天正二年銘塔の所で述べたように、一般庶民ではなく、武士階級、僧侶、彼等に教えを受けたと思われる一部の人たちなのである。また塔の銘文に「供養」「庚申待成就」等の文字があることから、庚申縁起の内容をよく理解し、それにそった信仰、造塔であったであろうことも推察できる。

庚申は作神で、農民が信仰した、とよくいわれるが、これは江戸時代中期以降のことである。なお、県内でも庚申は作神だということはよく聞くが、農村地帯であっても作神といわない所があるので、調査に際しては十分に注意しなければならぬ。また猿田彦についても、道案内の神としての信仰もあるが、実際に現地でも聞き取り調査をしてみると、そうでない所も多い。玖珠郡などでは、庚申塔とよんでいるが、塔には猿田彦大神の文字があり、道案内の神としての信仰はない。さらに耶馬溪町の神道系の興玉神の文字塔も地元では庚申塔とよんでいる。

大分合同新聞社刊『大分の歴史(6)農民と一揆』の中の「諸

産業の発達と村々」に、「西国東郡大田村諸田越の庚申塔は、人々の往來のしげかったことを証明している」とあり、著者はその証明として、庚申塔は道祖神としても信仰され、村の辻や村はずれに立てられ、道案内を司る神ともなっていたからだと記している。しかし、この塔に関して、現地での聞き取りでは、道案内の神としての信仰はない。国東半島内においても、この著者がいうような、庚申と道祖神の習合したような塔の存在を、筆者は寡聞にして知らない。ただ杵築市の杵築城内に並んでいる庚申塔の中に道標を兼ねたものが一基ある。

やゝ話が横道にそれたが、今後の調査で、中世の庚申塔がさらに発見される可能性は十分にある。現在のところ一番古いといわれている庚申縁起である「庚申因縁記」のある宇佐市御許山麓、国東半島、大野川流域などにあるのではなからうか。より多くの資料を検討することによって、中世から近世にかけての民間信仰、さらには庚申信仰の一般農民階層への普及など、十分な考察ができると思うのである。

庚申縁起

各地の庚申待について見てみると、細部による違いはあるが、その大筋は、ほとんど同じである。このことは、そのもととなる「庚申縁起」の存在を考えれば当然のことといえよう。現在我国で確認されている最も古い縁起は、前述の永弘文書所収の庚申因縁記である。大分県史料4では、年月日未詳となっているが、最初に「庚申因縁辛庚申之因縁丑年ヨリ明應五年丙辛^(辰)丁迄七百九十五年也」とあるので、明應五年(一四九六)に成ったものであろう。内容は、大宝元年正月七日庚申ノ日申ノ刻に摂津国難波天王寺の民部僧都の所に帝釈天の使いと称する童子が来て、庚申待についてその作法、功德、禁忌等を述べて帰るといふもので、各地に残っている多くの縁起と大差はない。庚申信仰については、日本古来のものという考えと、中国の道教の教えを強く受けたとの考え方があがるが、この庚申因縁記を見ると、完全に仏教的なものとなっていることがわかる。作者も僧侶階級と思われるし、塔の銘文などからも室町時代中頃以降の庚申信仰の普及には僧侶階級が関係していたことが推測できる。江戸時代に入ると、神道家の手によって、神道系の庚申が説かれ、神道系の

庚申縁起も出てくる。筆者蔵の「日月庚申神起」は元禄九年（一六九六）に成ったものを文政四年に書写したものである。

次に、南海部郡宇目町にある庚申縁起について簡単にのべ

てみたい。文政三年（一八二〇）に成ったもので、前半は猿

田彦大神について書かれた神道系のもの、後半は仏教系のもので、両系統の縁起を一書にまとめたのではなからうか。ま

たその利益についても、猿田彦大神は、武士には武運の、百姓には豊作の、番匠には諸職の、商人には商売繁盛の守り神と

して、また道祖神、船霊様、市神としても御利益があるとのべ、その信仰の多様性がうかがえる。さらに後半の仏教系縁起には、三年

ごとの待上げに拜石一塔を建て、三十三塔になれば一カ所に埋めて社を建てる云々とある。これは、県南各地の庚申塔が一カ所

に十数基から二十数群在していることに関連するのではなからうか。もちろん、県北の国東半島でも、刻像の庚申塔のまわりに多く

の自然石を置いてある例も多く、県南だけとはいえないが、この縁起などの影響で、一カ所に集めたということも考えられな

いだらうか。以下原文を資料としてあげるが、塔と同じく、縁起も庚申信仰の調査研究に欠くことのできない必要な資料

なので、その所在、確認をいそぎたいものである。特に塔に

くらべて、文書であるのでその消滅、散逸の度合ははるかに高い。いそがなければならぬ所以である。

庚申待傳記

抑庚申待の由来を奉尋に吾国の始と申ハ、忝も天神七代地神五代と相続内に、地神三代ハ天孫瓊々杵尊にて、豊葦原の中ツ国高千穂患触の峯に天降り玉ふ。此時天のや千またに猿田彦大御神出現し給ふ。此神武勇の御形象ニテ眼ハ日月の如く、鼻長ク勢高くして、髪ハおどろに老茂り、誠に鬼神如くましましたけれハ、天孫も八十萬神ノ供奉ニテ天降り給ふ御供の神等も、彼猿田彦大御神の御よそおひを見て、詞なくをハしましたけれハ、御先供の二香日天細女命行向ひ、其方何れの者やと胸口を開き、御乳を抱へて白ハセ玉へバ、某ハ鬼神にあらざ、此度天孫此国に天降り玉ふと聞て、御導のため此所ニ御待申と答へけれハ、誠に寄意の思ひをなし。然ハ其国に引導と命宜を受、高千穂患触之峯に降臨被遊、夫より此国内裏を経營被遊、これ則家作りの始也。又猿田彦大神ハ土金金備の大御神也。故に御孫大田命も天照大神宮伊勢の国五十鈴川流れ山田ノ原に降臨被遊し節も御導被遊。則日本の教ハ

太日聖命の教にして、道ハ猿田彦の道也とあり。然バ士農工商の四民道一ツにして、御恵に不預事なし。故に庚申ノ日ハ土金金備の日ゆえに、猿田彦大神を庚申と唱へ祭ル也。元日本と申ハ忝も土金の徳を以て安く穩に治り玉ふ国の故に、此神ハ、侍に有てハ武運の守り、百姓に有てハ五穀の豊饒を守り、番匠に有てハ諸職を守り、商人有テハ売買の利潤を守り、行路にテハ導祖神(マコ)となりて往來の畜を守り、船にてハ船魂となりて海上を守り、海川之獵の仕合、市町の振々敷(マカ)を守り、此国にあらゆる事ハ不残守り給へども、諸民此大御神の御崇徳を不知仰といへども至誠を尽事薄し。

故に往昔大宝元年丑正月七日庚申の日なるに、摂津国難波の天王寺の民部僧に、年此十七八斗の小児となり、某ハ天帝の御使也といいて、今日本に所謂庚申待を信する人多しといへども、委敷其由来を不知。汝是より萬民に此訊よく解聞せよ。庚申の日ハ一年に六度あり。これヲ三年祭れバ十八座也。いかなる願も成就せずといふことなし。供物等ハ其時(マカ)願主の分限に引應、三年十八座の内七惣倍にて御返しなざる事疑ひなし。且庚申を待日ハ昼の八ツより行水をいたし、衣類を改め内外清浄にして、仮約(マカ)にも人事を云す、不眠、色欲惡の

三道を忘れ、唯御恩徳の難有事を令感通ハ、妙用ハ雨の降るが如く天が下に充まんして国土じんたくする事疑ひなし。去に仍て、此日ハ南之方に棚を附、幣を立、御神酒、灯明、壇餅、千歳餅、御菓子、熨斗等を備へ祭れば、天地人三方ノ犯せる罪を遁れ、一切の悪事消滅し、殊に病災厄難を抜除、別して癩かん癩の三病ハ人げん界をはなれ、畜生道ニ落ざる内ハ、わづらハざる病なれとも、此罪を助け玉ハんと御せい願也。随分心を清め、身を金(マカ)にして祈るべし。又庚申待の願主に不加輩ハ、其よ待人の所に咄に參れハ、千日の咎を除かる。又咄ニ不參者ハ、其待人の屋敷内を通過も百日の難ハのがすとの御誓約也。前文の如く三年に十八座待て、待あげを勤、拜石を一塔立る。三十三度勤て三十三塔立て、一ツに集め埋めて社を立、夫より又新に待也。故に日本ハ申に不及、唐土にても庚申を待人は、元亨利貞、福寿無量の御恵み有がゆえに、青面金剛として信ず。天竺にてハ一切経の内に庚申経を來、三世罪を介るが故に大法(マカ)と唱ずるといひ終つて、彼童子失。夫祭(マカ)に仍て、民部僧慎て天が下の人民に此事を弘めバ、貴せん老若とも信仰する輩には幸ひをあたへ、末繁昌して、一切の願望悉成就し、五穀ハ国に除り、金銀不願して

心に足れり。故に猿田彦大神の御神詠に、生れこぬ、さきも
むまれて住める世も、まかるも神の懐のうち、と御示し給へ
ハ、唯正直を以てもととして祈禱を以てさきとす。御教を永
く守る事穴賢。

宮脇大神惟久

文政三 庚
辰年

〔参考文献〕

窪 徳忠「庚申信仰の研究 日中宗教文化交渉史」昭和三

六年 日本学術振興会刊

日本石仏の会 「日本の石仏第6号」昭和五三年 木耳社

庚申懇話会 「庚申」 同会機関誌

（県総務課勤務）